

## ⑫岩間駅前の土地を販売しています

笠間市では、岩間駅東土地区画整理事業地区内にある土地を販売しています。今回販売しているのは主に商業系宅地で、商業施設や住宅に適した土地です。

**概要および販売価格** 今回販売している土地は、次の4区画です。

画地番号	地番	地積	単価	販売価格
①	下郷 7004-1	1,339.17㎡	30,467円/㎡	40,800,000円
②	下郷 7004-3	467.20㎡	29,966円/㎡	14,000,000円
③	下郷 7005-4	342.78㎡	28,881円/㎡	9,900,000円
④	下郷 7005-8	225.00㎡	32,444円/㎡	7,300,000円

用途地域：近隣商業地域（建ぺい率：80%、容積率：200%）

地目：宅地 建築条件：なし 別途費用がかかるもの：上水道加入金、下水道受益者負担金

**販売方法** 公開抽選方式

**抽選の参加資格** 次のいずれにも該当しない方であれば、どなたでも参加できます。

- ・市税を滞納している方
- ・成年被後見人または被保佐人
- ・破産者で復権を得ない方
- ・抽選に参加しようとする方を妨げる者
- ・その他市長が抽選に参加することが不相当と認める者

**申込期限** 12月12日（金）

**受付時間** 午前8時30分～午後5時15分（土日・祝日を除く）

**申込方法** 抽選参加申込書（様式第1号）および納税証明書、身分証明書、住民票の写し（法人は登記簿謄本の写し）各1通を、都市計画課へ直接持参してください（電話またはFAXでの申込み不可）。申込書は都市計画課に用意してあるほか、笠間市ホームページからダウンロードできます。

ホームページ <http://www.city.kasama.lg.jp/>（「岩間駅前」で検索）

**抽選日時** 12月17日（水）午前10時～

**抽選場所** 笠間市役所 3階会議室（笠間市中央3-2-1）

**申・問** 都市計画課（内線586・587）



**窓口受付時間を延長しています。延長時間 午後5時15分～7時30分（祝日・年末年始を除く）**

【本所】毎週水曜日／市民課・保険年金課・税務課

【笠間支所】毎週木曜日／市民窓口課 【岩間支所】毎週火曜日／市民窓口課

## ⑬<介護保険>要介護（要支援）認定を受けている方の税控除について

納税者本人または扶養親族の方が、所得税法および地方税法上の障害者に該当する場合は、一定額の所得控除を受けることができます。

65歳以上で要介護（要支援）認定を受けている方は、障害者手帳などが交付されていなくても、障害者と同程度であると福祉事務所長が認定する場合は、障害者控除の対象となります。

この場合、「障害者控除対象者認定証」が必要になりますので、認定証が必要な方は次のとおり申請してください。

**申請対象者** 65歳以上で、平成26年12月31日現在介護保険の要介護（要支援）認定を受けている方（主治医意見書で心身の状態を確認します）

**申請場所** 高齢福祉課または各支所福祉課

**必要なもの** 対象者の印鑑

**申請期限** 12月26日（金）必着

※認定された方には認定証を、該当しなかった方には非該当通知書を、申請日の翌日以降に交付します。

※平成22年以降に認定証を交付された方は、本年以降も有効に使用できますので、申請の必要はありません。ただし、心身の状態が変わった場合は再申請の必要があります。詳しくはお問い合わせください。

**問** 書類交付に関すること： 高齢福祉課（内線171・173）

笠間支所福祉課（内線72133）

岩間支所福祉課（内線73173）

税の控除に関すること： 税務課（内線112・113・115）



## ⑭年末調整・確定申告の社会保険料控除について（国民健康保険税分）

年末調整や確定申告により社会保険料控除の申告をする際に、当該年の国民健康保険税（国保税）の納付額も所得控除の対象となります。お手元の領収書や振替口座の通帳で納付金額、領収日等をご確認のうえ、申告してください。

◆平成26年中の所得（収入）の年末調整や確定申告をする際は、平成26年1月1日～12月31日までに納付した国保税の金額が対象になります（督促手数料や延滞金は対象外）。

◆当該年（平成26年中）に納めた国保税であれば、納期未到来分や過年度分も対象になります。

◆還付された国保税は控除の対象外です。還付額を引いた残りの金額で申告してください。

◆国保税の納税義務者は世帯主ですが、実際に納付された方が社会保険料控除として申告することができます。

※国保税は世帯主に課税されるため、加入者個人ごとの納付額はお知らせできません。

◆国保税の納付額について、電話でお問い合わせいただいた場合は、「国保税納付額連絡票」をご自宅に郵送します（電話で納付額の回答はできません）。

◆納税義務者（世帯主）または同一世帯の方には、保険年金課および市民窓口課でも「国保税納付額連絡票」を発行します。本人確認ができるもの（運転免許証等）をご持参ください。

◆平成26年中の国保税の納付額（納付書および口座振替分）について、「所得申告参考資料」を平成27年1月下旬に送付します。

◆特別徴収（年金天引き）されている国保税は、その年金を受給している方が控除を受けられます。公的年金等の源泉徴収票をご確認のうえ、申告してください。

**問** 国保税の納付額について： 保険年金課（内線139・140）

申告について： 税務課（内線112・113）